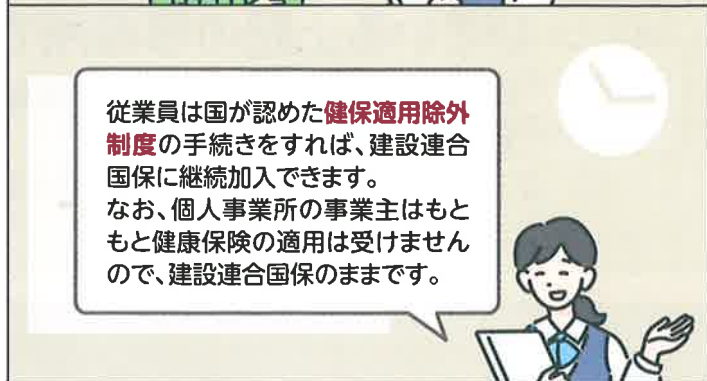
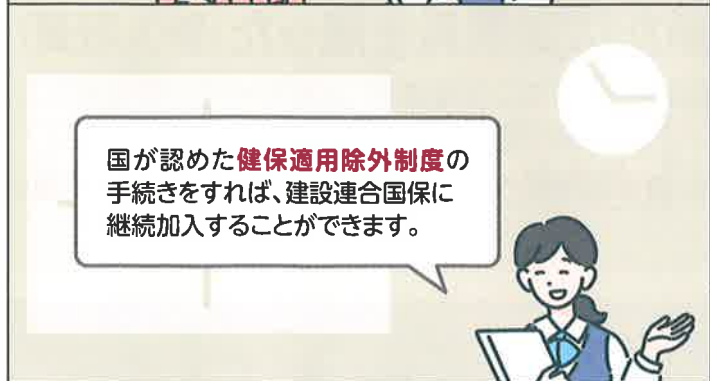
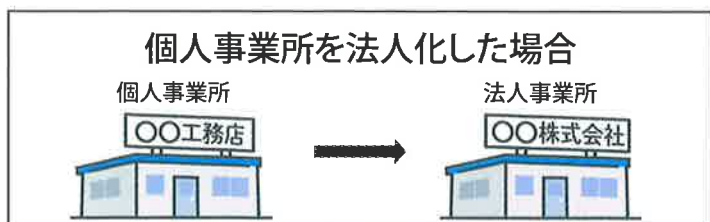


法人化したい！従業員数が5人以上になりそう！ そのような時は、事前に所属の支部にご相談ください

個人事業所が法人事業所(株式会社など)になったときにそこで働いている人や、個人事業所の従業員が5人以上となったときの従業員は、医療保険は健康保険、年金は厚生年金に加入しなければなりません。

しかし、現に国保組合に加入している方は、国が認める**健保適用除外制度**の手続きを行うことにより、医療保険は建設連合国保をやめることなく継続して加入することができます。(年金は厚生年金となります)

以下のような場合は建設連合国保に継続して加入することができます



※令和7年2月1日より前に法人設立などの事実発生があった場合には、その時点で建設連合国保の加入資格がなくなるため、脱退していただくことになります。